

令和6年度 第12回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第12回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
| 1 | 日 時 | 令和7年1月24日(金曜日) 午後2時 | |
| 2 | 場 所 | 諏訪市役所 3階 302会議室 | |
| 3 | 出席委員数 | 農業委員 12名 | |
| | 会 長 | 12番 | 小泉 幸善 |
| | 会長代理 | 2番 | 岩波 眞喜雄 |
| | 会長代理 | 5番 | 矢崎 勝美 |
| | | 1番 | 藤森 正一 |
| | | 3番 | 湯澤 広充 |
| | | 4番 | 田中 政文 |
| | | 6番 | 飯田 吉三 |
| | | 7番 | 濱 幸彦 |
| | | 8番 | 宮坂 誠一 |
| | | 9番 | 溝口 喜視 |
| | | 10番 | 五味 恵美子 |
| | | 11番 | 藤森 紀保 |
| | | 農地利用最適化推進委員 9名 | |
| | | | 河西 正裕 |
| | | | 小泉 辰也 |
| | | | 藤森 芳樹 |
| | | | 金子 善行 |
| | | | 矢崎 俊実 |
| | | | 矢澤 博司 |
| | | | 原 孝志 |
| | | | 林 隆史 |
| | | | 小松 弘明 |
| 4 | 欠席委員 | 農地利用最適化推進委員
伊藤 賢次 | |
| 5 | 農業委員会事務局 | 局 長 | 雨宮 寛之 |
| | | 次 長 | 藤森 秀 |
| | | 主 査 | 大杉 武史 |
| | | 主 任 | 荒牧 幸治 |
| | | 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
| 6 | 署名委員 | 8番 | 宮坂 誠一 |
| | | 9番 | 溝口 喜視 |
| 7 | 会議の概要 | 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし) | |

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	これより令和6年度第12回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席農地利用最適化推進委員は伊藤賢次委員。出席委員は9名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に8番の宮坂誠一委員、9番の溝口喜視委員を指名します。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。今年は正月から今日まで穏やかな日が続いています。例年に比べ暖かく過ごせています。コロナやインフルエンザが発生しています。最近のニュースでは若干落ち着いてきたとのことですが、まだ油断できません。皆さん気を付けていただければと思います。 それでは、審議を始めさせていただきますが、本日の議事進行等について事務局からお願いします。

○事務局連絡事項	
事務局 藤森秀 次長	本日の議事進行について、途中で退席される委員がいらっしゃるやったり、説明の便宜上の都合で、一部ページ順での議事進行とはならないことをご了解願います。 なお、協議事項の後にその他で地域計画案について農林課から内容の説明があります。本日配布させていただきました資料に基づき説明いただきますが、地域計画に基づく目標地図については、会議閉会后に別室にて確認いただく形となりますのでよろしく願います。
小泉幸善 会長	それでは、2ページ、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について No.18 豊田の件を私から説明します

○議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について	
小泉幸善 会長	(No.18) 所在は大字豊田字十二ノ木、内山。地番が〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳が畑、現況も畑です。面積は合計で〇〇㎡です。 契約内容は贈与。 譲渡人は〇〇さん。理由が耕作困難。譲受人は〇〇さん。理由が規模拡大ということです。 〔場所の説明〕 譲渡人の母が昨年2月に亡くなられ、申請地を相続により取得したが、遠方に住んでいることから管理ができないとのこと。譲受人は譲渡人の母のいところにあたります。現在、田と畑を合わせ約〇〇㎡の農地を耕作しています。トラクター、田植え機、コンバインを所有しており、野菜をさざなみ新鮮市や夢マーケットに出荷しています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 次に、8ページ、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について No.61 豊田の件の説明をお願いします。

○議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について	
6番 飯田吉三 委員	<p>(No.61)</p> <p>所在は大字豊田字構〇〇番〇、〇〇番。地目は台帳田、現況田です。面積はそれぞれ〇〇㎡、〇〇㎡、合計〇〇㎡です。</p> <p>申請目的は駐車場、普通車〇〇台です。</p> <p>申請人は、譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇(法人)です。</p> <p>契約内容は売買で、〇〇円。</p> <p>〇〇番〇が第1種住居地域、〇〇番が準工業地域になっています。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>譲受人の第〇工場の敷地には、工場建物と駐車場がありますが、駐車場に新しい社屋を拡張することとなり、申請地を不足する分の駐車場とすることで話がまとまりました。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>事業費は土地購入費が〇〇円、土地造成費が〇〇円。砂利敷きで、〇側、〇側、〇側に擁壁を設置します。</p> <p>接している道は舗装されていませんが、市道になっています。雨水は敷地内処理とし、申請地の〇側に用悪水路がありますが、擁壁を設置し土砂の流入を防ぐため、周りの農地には影響ないと思われます。〇〇の意見書と転用に伴う確約書が添付されています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です</p> <p>次に、5ページ、農地法第5条の規定による許可申請について No.59 洪崎の件、関連がありますので続けて、4ページ、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について No.8 洪崎の件の説明をお願いします。</p>

○議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について	
○議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について	
推進委員 小松弘明 委員	<p>(5条No.59)</p> <p>所在は洪崎の9筆になります。</p> <p>譲渡人が3名います。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は〇〇(法人)です。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>それぞれの譲渡人の筆が非常に不整形で、間口が狭く奥行きが長いという縦長で、耕作が難しい田になっています。農作業の場合は申請地〇側に細い道があり、そこから出入りをしています。この道路について、市道認定されていますが、舗装がされておらず、車1台がやっと通れるほどで、建築確認が下りない道となっています。それぞれの譲渡人は申請地に接するように家を持っており、自宅の裏が農地となります。処分したくても、道路に接していないということから、計画できなかったようです。ここで譲渡人の1名が、自宅の庭と駐車場から申請地に伸びていく形で指定道路を作ることによって、奥の申請地が処分できることになりました。</p> <p>〇〇区画の宅地分譲となります。申請地が不整形のため、指定道路も途中で屈曲があり、道路面積の多い宅地分譲となっています。</p> <p>道路に面していない田ということから、売買価格は㎡当たり〇〇円と非常に安くなっています。</p> <p>事業費は〇〇円。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>周りの農地への影響ですが、申請地の〇側は宅地であり、〇側は市道、〇側は譲渡人の宅地と畑、田との境界へは擁壁を設置します。雨水は浸透枡を</p>

	設置し処理します。
推進委員 小松弘明 委員	(4条No.8) 関連がありますので、続けて4ページについて説明します。 所在は洪崎〇〇番〇〇。申請人は5条No.59で説明した譲渡人の一人〇〇さんです。 自宅裏の農地転用に伴って、自分の敷地の一部を指定道路とすることで、宅地が手狭になってしまうため、自宅と農地転用する土地との間を住宅敷地として残したく、申請地〇〇㎡について家庭菜園等としたいという内容です。 事業費は、造成費として〇〇円。 〔資金計画の確認〕 現況が畑ですので、実際には、開発に伴う土を申請地に入れ、家庭菜園等にしていくということになります。
小泉幸善 会長	両方の件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 申請地の〇側に〇〇ビルと民宿〇〇の駐車場があると思いますが。
推進委員 小松弘明 委員	その通りです。
小泉幸善 会長	まず、5ページ、農地法第5条の規定による許可申請No.59、この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です 続いて、4ページ、農地法第4条の規定による許可申請No.8、この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 次に、7ページ、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について No.60 湯の脇一丁目の件の説明をお願いします。 (飯田吉三委員、都合により退席、退室。以降の議事については11名により採決。)

○議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

推進委員 河西正裕 委員	(No.60) 所在は湯の脇一丁目〇〇番〇。地目について台帳は畑、現況は不耕作です。面積は〇〇㎡。 譲渡人は〇〇さん。申請地の前所有者は身内がなく、譲渡人は遠い親戚ということで遺贈によってこの財産を受けましたが、遠方に在住で管理もできず、譲渡したいということです。申請地の隣に家が建っており、現在、空き家の状態です。その一画が農地として残っているということで、周辺は全て宅地になっています。譲渡にあたり、申請地を宅地にし、一括して処理したいという内容です。家が建っている敷地は〇〇㎡ありますが、ここを含めて一括で譲渡したいというものです。 契約内容は売買で、〇〇円となっています。 周辺に道はありますが、軽自動車も入れない狭い道です。したがって、空き家の解消が難しい地区となっています。 譲受人は〇〇さん。団地住まいでしたが、諏訪に来て家を持ちたいということです。取得するにあたり、農地のまま取得することは難しいので、庭等の宅地にしたいということです。 農地転用による周囲への影響ですが、周辺は住宅地のため影響はありません。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 道が狭いということは、家の改築はできるが、新築はできないということか。
推進委員 河西正裕 委員	家の改築はできるが、更地にしてしまうと家が建てられない場所です。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。

	次に、9ページ、No.62 四賀の件の説明をお願いします
事務局 大杉武史 主査 (代理説明)	(No.62) 所在は大字四賀字山道通〇〇番〇。地目は台帳畑、現況は不耕作です。面積は〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は駐車場と資材置場です。規模は自動車〇台と丸太を置くというものです。 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)です。譲受人の資材置場が周辺にあり、申請地も一緒に活用していきたいとのこと。 契約内容は売買で、〇〇円です。 事業費は、土地代が〇〇円、造成費が〇〇円、その他が〇〇円、合計〇〇円です。 〔資金計画の確認〕 雨水は敷地内浸透処理をします。雑排水は発生しません。周辺に農地は無く、影響は無いと思われます。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 現地を見てきましたが、昔は畑だったようで石垣の跡がありました。だいぶ山林化された場所になっていました。周辺において地目は畑だが現況山林になっている場所は他にも相当数あると思われます。 この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、10ページ、No.63 湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 金子善行 委員	(No.63) 所在は大字湖南字北真志野〇〇番〇。地目は台帳田、現況は耕作していない畑となっています。面積は〇〇㎡。 申請目的は住宅、規模は2階建1棟、建築面積〇〇㎡、延床面積〇〇㎡のほぼ総二階です。 貸付人は〇〇さん。借受人は〇〇さん。親子関係です。 契約内容は使用貸借権設定です。 事業費は〇〇円。 〔資金計画の確認〕 以前から区画整理されている地域で、周りは住宅地であり、第1種住居地域となっています。宅地化の中で残っている田となります。 区長の確認はされています。雑排水については敷設されている下水道本管に接続します。雨水は敷地内処理をします。 〔場所の説明〕 周りが住宅地になっている関係で、新築しても影響ない場所です。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、11ページ、議案第42号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明をお願いします。

○議案第42号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について	
事務局 荒牧幸治 主任	(No.29, 30, 31) 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、更新に伴う継続案件となります 対象地は湖南北武井田〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の合計3筆になります。利用権を設定する土地の所有者は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。利用権の設定を受ける耕作者は〇〇(法人)です。利用権の種類が賃貸借、

	作物が野菜となっていますが、多肉植物を育てる計画です。期間が令和7年2月1日から令和10年1月31日の3年間となります。 〔場所の説明〕
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
A委員	No.30は他と比べ半分の面積なのに倍の借賃になっている。バランスが悪いと思うが。
事務局 荒牧幸治 主任	〇〇さんの土地だけ〇〇円という形で申請を受けています。前回は〇〇さんの土地は〇〇円という形でした。
小泉幸善 会長	この件について承認して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、協議事項 諏訪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明をお願いします。

○協議事項 諏訪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

事務局 荒牧幸治 主任	<p>諏訪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、農業委員会としての意見を聴取するものとなります。</p> <p>基本的な構想とは各市町村で定めているものです。農業経営基盤強化促進法第6条で市町村において農業の基本的な考え方や目標、所得、営農類型、経営指針、集積面積等を定めると規定されています。</p> <p>概ね5年ごとに定期的な見直しが必要になり、前回の定期的な見直しは令和元年度に行い、令和2年度から適用されています。同じ時期に県も基本方針を見直しており、それを参考にしながら市の基本構想を見直すこととなります。</p> <p>この間における令和5年度に行った一部見直しにつきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する法律の一部が改正となり、それに合わせて市の基本構想を見直したものでした。</p> <p>今回は総合見直しということで、農業委員会の意見を聴取し、今後の予定としては農政審議会とJAからも意見聴取を行います。それらを踏まえて、その後、県へ協議し、3月末に改正案をまとめ、4月に示すこととなります。</p> <p>主な変更の要点としまして、まず、本文全体について県の基本方針に倣い、名称や字句の修正と統一、見直しを行っています。例えば、確保・育成、確保を育成・確保としたり、取り組み、取組みを取組としたり、家族経営体、個別経営体を個人経営体、おおむねを概ね、組織経営体を団体経営体とします。4月から中間管理事業に一本化されるということで、その記載もあります。令和2年の基本構想の中でも(公財)長野県農業開発公社、農地中間管理機構((公財)長野県農業開発公社)といった表し方にばらつきがありましたので、農地中間管理機構へ統一しています。</p> <p>構想案の内容の見直しは、まず第1の年間目標について、所得の目標と労働時間を見直すよう県から指示がありました。県は令和5年と比べ、所得目標を〇〇円から〇〇円という形で〇〇円上げています。県としては、他産業従事者の賃上げの機運がある中で、農業も所得を見直し、プラス〇〇円とした一方、諏訪市の基本構想では、令和7年も令和5年と同額の〇〇円という形で据え置きさせていただければと考えています。県と目標額に差がありますが、市としては、資材高騰や高齢化、温暖化や豪雨等気候の変動の影響を受ける中で、地域の収量が伸びていないのではないかと考慮し、据え置きという形にさせていただければと思います。経営体あたりの所得目標も同じ理由で〇〇円、中山間地域の所得目標も〇〇円、労働時間も〇〇時間で据え置きとさせていただければと考えています。</p>
----------------	---

	<p>なお、県としては、平均生涯収入を〇〇円とし、それを主たる農業従事者として所得を得る正味期間〇〇年で除した計算となっています。一方で市としては地域の実情に合わせた所得目標という形で据え置きとさせていただいて、今後、5年後までの状況を踏まえ次回の見直しの際に判断したいと考えています。</p> <p>新規就農者の目標については、所得目標を〇〇円の据え置きとさせていただきたいと思います。県も据え置きという形になっています。認定新規就農者として、市が認定する基準にもなりますので、このまま据え置きとさせていただきたいと考えています。</p> <p>次に、構想案の第4について、主に今回の時期に合わせました目標人数の変更や、言い回しの単語が変更となっています。農用地の利用の集積に関する目標の中の目標年次を令和10年から令和15年として、向こう10年間という形にし、記載を変更しています。利用集積の目標の参考値として現在の集積率を記載しますが、平成31年3月現在の〇〇%を令和6年3月末現在の〇〇%とします。</p> <p>なお、農用地の利用関係の改善に関する事項について、名称を統一しています。都市近郊地域を都市近郊地帯、平坦部水田地域を平坦部水田地帯へ変更しています。また、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について、表現の見直しを行っています。4月から地域計画が進捗するにあたって、変更する内容となります。</p> <p>最後に、構想案の第5について、農業経営基盤強化促進事業の推進方針に係る、表現の見直しを行っています。</p> <p>なお、利用権設定等促進事業に関する事項について、事業が令和7年3月末で経過措置期間が終了するというところで、今後、中間管理事業へ移行することから、県からの指示もありまして、こちらに関わる記載を削除し、見出し番号を繰り上げる等の内容となります。</p> <p>また、農地中間管理事業の実施の促進に関する事項について、一部表現を変更します。同公社を同機構と記載を変更します。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>諏訪市は認定農業者が少なく、36名となっている。認定農業者のメリットは少ないと感じる。融資を受ける場合、認定農業者なら金利が低くなるが、計画を出したり、報告書を出したりで面倒なだけだとして、辞めたという話も聞く。</p> <p>また、2、3年に1名程度新規就農者があり、この7年間では3名いた。新規就農者については、国から最大5年間補助されるので、県の数字に合わせるということか。</p>
事務局 荒牧幸治 主任	お見込みのとおりです。
B委員	県案である所得目標〇〇円について、諏訪市では〇〇円とする案であるが、他の圏域と比べて諏訪圏内もそれ程状況が変わらないと思う。何処が高くて県は〇〇円を目標としているのか。
事務局 荒牧幸治 主任	諏訪圏の他市町村について確認すると、上げているところもあります。実情というより、努力目標という形で、県に倣って上げたという考え方によります。諏訪市としてはその考え方に合わせると同じようにとはいえないと考慮し、据え置きとさせていただきたいと考えます。
B委員	例えば、北信で所得〇〇円以上のところはあるのか。
事務局 荒牧幸治 主任	他地域の状況については現時点において不明であり、必要に応じ把握に努めたいと考えております。
B委員	大企業の新入社員の初任給に負けるような額を目標にして、諏訪で農業をやってくださいと言わなければいけない立場である。現実離れしていると思う。

事務局 雨宮寛之 局長	ここでいうところの金額は収入ではなく所得です。必要経費を引いた所得目標ではあるものの、大きい額であると思います。
B委員	県の目標自体は調査に基づき論議した上で、これでやっていこうと示している。一方で諏訪市の目標の県の目標に対する比率が、あまりにもギャップがあると思う。
小泉幸善 会長	県から、目標が低すぎるから高くするよう求められることはあるのか。
事務局 荒牧幸治 主任	そのようなことはないと思われます。県としては一定の考え方により目標を示すので、それを参考に、各市町村それぞれの実情に合わせて見直ししてくださいという考え方です。
B委員	県が示す指標で、りんごやトマト等営農類型による所得の差はあまり無い。何を作っても、年間1人当たりの目標金額はバランスよく設定されている。しかし、実際にはこの中でもっと差があると思う。同じ水稲でも法人の方が個人の受託よりも少ない点について、統計数値として1人当たりの所得が減ってしまうことが実態としてあるのか等県の考え方を聞く必要があると思う。
小泉幸善 会長	この件について原案のとおりの変更に変存なしという意見の方は挙手をお願いします。(全員挙手)農業委員会として本件については変更に変存なしとの意見となりました。 以上で、本日の議事は終了となります。 次にその他 地域計画(案)についてお願いします。

○その他 地域計画(案)について

農林課 伊藤秀一 係長	<p>地域計画(案)について説明させていただきます。説明に先立ちまして、委員の皆様におかれましては来週29日(水)午後6時から市役所大会議室で開催されます説明会への出席をお願いします。</p> <p>資料をご覧ください。地域計画(案)につきまして、諏訪市では昨年8月に、委員にもご協力いただいた上で地域での話し合いが開催されました。その際に示しました計画案においては該当の農地面積等不明な部分がありましたが、話し合いの後、担い手の方に実際の耕作面積等をお聞きし名前も載せて、今回、計画案とさせていただきます。</p> <p>地域計画を策定する範囲については7つの区域に分かれています。大きく分けると、3つの地域です。1つ目が豊田、湖南、中洲の平坦部の農業振興地域。2つ目が西山山間地の上野、板沢、後山。3つ目が東山になりますが、四賀・霧ヶ峰、農場の関係の農業振興地域となります。地域計画については全て農業振興地域の農用地区域で作成していくということで話を進めてきた経過があります。</p> <p>まず、豊田、湖南、中洲の平坦部の計画ですが、共通の課題としまして、基本的に水田地帯となりますので、水稲以外の耕作が困難な地域であること、高齢化や後継者不足などの問題を抱えている等があります。水路の老朽化が進んでいることも課題として挙げられています。それに対して、将来の在り方では、この地域には担い手が居ますので、担い手の方に委託するような流れができていて、また、文出、小川に限れば、基盤整備事業が始まっていますので、集約化が推進されている等の意見が出されていました。市としての農地利用の目標の部分に関しては、この計画自体が農地の集積、集約化を進めるという大きな目標になっていますので、その旨を方針として記載しています。これは他の地区も共通となります。</p> <p>現状の集積率は、担い手も面積も違いますので、地域ごとに算出しています。将来の目標とする集積率に関しては、地域計画のベースになっているものが基本構想ですので、その中に定めている全市の目標が〇〇%となっており、現状で超えていない限り、基本的に〇〇%を目標としています。豊田は目標を超えていますので、その場合には更なる目標ということで、1割アップの目</p>
----------------	---

	<p>標を、将来の目標とする集積率としています。</p> <p>必要な措置については、農用地の集積、集団化の取組、中間管理機構の活用方法、基盤整備事業への取組など記載します。集積、集団化の取組について、団地面積の拡大を図るという部分ですが、西山山間地については山間地の土地の性質上、不整形や面積が小さく、平地のように大きくまとめることが困難ということがありますので、一部表現が違います。それ以外については、基本的に目指す方向は同じとし、共通のものとしています。</p> <p>担い手の一覧について、こちらに載せている担い手の方は、基本的に1haを基準としています。認定農業者の方や利用権の設定をされている方もいますので、そういった方は1haを下回る場合もあります。また、面積的には現状ゼロで、名前だけ載っている方もいますので、委員におかれては確認いただき、お気づきの点があればお知らせください。</p> <p>西山山間地域の上野地区について、課題としては、高齢化、後継者が不足していること、広く平坦な農地が少ないため、他地域の担い手への耕作委託が困難なこと等が挙げられています。この地域は中山間地域交付金を受けて農地の維持をしており、そういった点がこれからも必要であるという意見が出されていました。板沢、後山も同様です。必要な措置の集積、集団化の取組は、団地化は難しいので、可能な限り農地集積を図っていくとし、現実的な目標にしています。担い手の関係で、利用者が多いのは、中山間地域交付金の対象農地の方を、交付金を受ける関係上、地域計画に記載しなければいけないためです。</p> <p>霧ヶ峰地区について、課題としては、畜産や酪農が中心の地区で、農業者数が徐々に減少していること等が挙げられています。それに対して、経営が安定している担い手が複数いるため、離農の状況が生じた場合は、耕作を担い手へ繋いでいくという意見が、将来の在り方として出されていました。他の目標等については、平坦部と変更ありません。</p> <p>計画についての今後のスケジュールについて説明します。3月末までの策定のために定められた手続きがあり、説明会が終わりましたら、2月に地域計画(案)について関係者の意見聴取を行います。3月に地域計画(案)の公告をしまして、更に2週間の縦覧を行うスケジュールとなります。</p>
C委員	担い手一覧に名前だけ載っている方の理由は。
農林課 伊藤秀一 係長	利用権の設定の中で、現在、農業振興地域ではなく、他の地域で利用権を設定されている等の担い手の方がおります。そうした方々についても将来的に担い手になる可能性がありますので、ここでは農地面積ゼロですが載せています。
事務局 雨宮寛之 局長	例えば、現在、小和田地区だけで利用権設定し耕作されている方がいます。4月から新規の利用権設定はなくなり、中間管理事業に移行します。中間管理事業による場合、地域計画に位置付けられた人でないと、農地の貸し借りができないことになり、何処かに名前を入れておかなければならないため、農地面積ゼロですが名前を載せているということです。
D委員	表示上、認農は認定農業者だと思うが、認就や到達とは何か。利用者は、今、耕作している人なのか。
農林課 伊藤秀一 係長	認農は認定農業者です。認就は認定新規就農者です。到達は基準目標達成者のことで、基本構想の所得に達している人として確認されている方です。認定農業者として認定は受けていないが、所得が達している方です。利用者はどの分類にも当てはまらない農業者です。
D委員	ここに名前が載っていない方が、地域計画の定められた地域で、農業をしたい場合どうなるのか。
農林課 伊藤秀一 係長	地域計画の変更が必要となります。全ての農家の方を地域計画に載せるのは現実的でないため、一定程度の規模の方を載せています。中間管理事

	業による場合は地域計画に位置付けないと、農地の貸し借りができませんので、農家の方を極力載せておいた方が良い訳ですが、そうでない場合は、今のところメリットが無いと考えられます。本来の目的である集積、集約化という点では、規模の大きい農家の方が地域計画上の担い手として対象になると想定しています。
D委員	新規就農で農業を始めたいという人が出てきた時に、地域計画に定められた地域内で始めるとなると、地域計画の変更が必要なのか。
農林課 伊藤秀一 係長	地域計画については策定後においても年1回は見直しを行うことになっています。具体的にどのような場を設定して変更していくかについては、今のところ具体的に国から示されておりません。
事務局 雨宮寛之 局長	担い手の変更は軽微な変更該当し、随時の変更により、公告して変更することを想定しています。
農林課 伊藤秀一 係長	担い手の変更に伴い目標地図も変更が必要な部分が生じますので、併せて変更していくことになると考えられます。
D委員	中間管理事業による場合、この人に耕作してもらいたいというのは、どの程度まで聞いてもらえるのか。中間管理機構が決めるのか。
農林課 伊藤秀一 係長	中間管理機構が任意に担い手を決めるということはないと思われません。市が間に入って強制的に、この担い手に貸してくださいということもありません。地主の意向が最大限優先されますので、話し合いができた上で、中間管理機構を通して契約を結ぶという形です。
小泉幸善 会長	話ができた状態でないと中間管理機構は受け取れない。市の農林課が窓口になって進めていくことが多くなると考えられます。
事務局 藤森秀 次長	資料上、担い手一覧に名前が具体的に載っているのは、農業委員会の委員への説明だからということで本日はお示ししています。この会議閉会后、目標地図案を別室にて確認いただきますが、地図についても、本日は担い手の名前をお示ししてあります。29日の説明会の際には、アルファベット表示として具体的な名前は伏せる形となりますので、ご配慮をお願いします。